

議事録

日時：令和4年7月7日（木曜日）10時00分～12時00分

場所：Web会議

【議題】

議題1 貿易救済措置をめぐる最近の情勢について

議題2 相殺関税措置の活用に向けた取組について

議題3 WTO上級委員会の機能停止下の政策対応研究会について

【議事要旨】

○川瀬小委員長 委員の皆様方おそろいということで、第30回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。本日も御多忙のところ御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、委員12名のうち、現時点で11名御出席いただいておりますので、定足数を満たしていることを御報告申し上げたいと存じます。

最初に、貿易管理部長が今月交代いたしました。異動されました風木前部長の後任には猪狩部長が就任されましたので、一言御挨拶をお願いしたいと存じます。それでは、猪狩部長よろしく願いいたします。

○猪狩貿易管理部長 川瀬委員長、ありがとうございます。7月1日付で風木前部長の後任としまして、貿易経済協力局貿易管理部長に着任いたしました猪狩でございます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より経済産業行政に御協力、御指導を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵略などによりまして、グローバルなサプライチェーンの脆弱性や国家、地域間の相互依存リスクが顕在化してございます。このため、アメリカやEUをはじめとする各国地域におきまして、重要物資のサプライチェーン強靱化を図るなど、経済安全保障の取組が強化されております。また、米国やEUはサプライチェーンを強化する上で、非市場経済的で貿易歪曲的な政策慣行に対し

ても毅然と対応していくことが重要であるとの認識から、貿易救済措置を積極的に活用していく動きを見せております。

こうした国際的な動きも踏まえまして、我が国においても本年5月に経済安全保障推進法が成立しました。これによりまして、重要物資の安定供給確保の観点から、貿易救済措置に関する条項も盛り込まれているところでございます。

また昨年、本小委員会におきまして、補助金相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性について御議論いただき、提言を取りまとめました。こうした最近の動きも踏まえまして、貿易救済措置を積極的に活用していくための対応策について、さらに検討していくことが必要と考えております。

今回の特殊貿易措置小委員会は、前回から約1年ぶりの開催となりますが、本日の小委員会では、貿易救済措置をめぐる最近の動向について御報告させていただきます。それから、今後の我が国の貿易救済措置の在り方につきまして、委員各位の忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○川瀬小委員長 猪狩部長、どうもありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきたいと存じますが、本日は、貿易救済措置をめぐる最新の情勢について、それから相殺関税措置の活用に向けた取組について及びWTO上級委員会の機能停止下の政策対応研究会における議論の報告について、3つお手元に議題を用意させていただいております。おおむね1時間半程度の会議を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事録は、後日、例によって公開することとしておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

まず、議題1と2について、併せて事務局から御説明をお願いいたします。御説明の最中は、適宜カメラをオフにさせていただいて結構でございます。三輪田室長、よろしくお願いいたします。

○三輪田特殊関税等調査室長 川瀬先生、ありがとうございました。特殊関税等調査室長の三輪田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私から、議題1と2をまとめて、資料1、2について御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1についてということで、1つ目の議題になりますけれども、こちらは昨年8月に特殊貿易措置小委員会を開催させていただいた後、様々な貿易救済措置をめぐる動

きがございましたので、そちらを簡単にまとめて御報告させていただくものでございます。

経済安全保障推進法についてですけれども、こちらは今年の5月11日に成立いたしました経済安全保障推進法に関する話題でございます。実は、この経済安全保障推進法の中に貿易救済措置に関連する規定が盛り込まれてございます。経済安全保障推進法自体は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化に伴って、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることから、安全保障の確保に関する経済施策として様々な制度を創設する制度になってございます。

このうちの第2章、重要物資の安定的な供給の確保、いわゆる重要物資についてサプライチェーンをしっかりと確保していくということを定めたパートですけれども、この中に貿易救済措置に関する規定が盛り込まれてございます。

重要物資の安定的な供給の確保に関する制度ということで、特定重要物資という、いわゆる国民生活に大きな影響のあるような物資をまず特定いたします。

仮にこうした特定重要物資に関して、安値輸入だとか補助金による市場環境が歪曲されているような状況がある場合、関税定率法に基づいて適切に貿易救済措置をしっかりと発動しやすくするために創設したものになります。

現行の調査の中でも、もちろん業界からの申請に基づいて、十分な証拠があれば調査を開始していくことができるように当然なっておりますが、今回創設する制度は、そうした業界からの申請が、業界内の調整がなかなか難しいだとか、顧客との関係で申請にはなかなか至らないといった状況がたまに生じていることから、重要な物資については、事前の調査を産業所管大臣がしっかりとすることによって、職権による貿易救済措置の調査を開始しやすくすることができるようにしたものでございます。

ここで対象となる特定重要物資というのは、今後政令で定めていくことになるので、今この瞬間、何か案件があるというものではございませんけれども、今後そうしたことがあったときのために準備をしているものでございます。

次が溶融亜鉛めっき鉄線に係る調査対象範囲の拡大についての御報告になります。

溶融亜鉛めっき鉄線ですけれども、こちらは昨年6月にアンチダンピング調査を開始してございます。その旨は昨年の当小委員会でも御報告させていただいたかと思っておりますけれども、その調査を実施している過程において、溶融亜鉛めっき鉄線を対象として調査していたのですが、その中に一部ホウ素、ボロンが添加された鉄線が混じっていたことが判明いたしました。

ボロンが添加されたものというのは、非常に簡単に添加できるのですけれども、実質的には物的、科学的特性は同じ、市場も同じということが判明いたしましたので、それまでHSコードが異なることから調査対象範囲に入っていなかったのですけれども、こちらについて範囲を拡大して、これもしっかり調査できるようにしたという手続をこの4月28日付で告示を改正いたしまして、調査対象範囲を拡大した上で現在、調査を実施しているところでございます。

調査対象範囲を拡大いたしましたので、調査期間を併せて6か月延長することにいたしまして、最終決定期限が12月13日になりますので、それまでに調査を終了する予定をしております。

当該調査対象範囲の拡大意義は、簡単にHSコードを外れることによって、課税を回避することを未然に防ぐというものでございます。こうした迂回を防止することで、改めて日本としてどのように対応していくのかというところを今回のことをきっかけにしまして、改めて整理したところでございます。

実は、迂回の防止に対する制度については、米国だとか欧州だとか、各国がかなりしっかり迂回は防ぐべきであるという考えを持っているところです。我が国では、迂回を防止していくのは当たり前なのですけれども、米欧のように迂回防止を制度として構築しなくても、ADの調査を適切に実施していくことで迂回を防止することができるのではないかと考えてございます。

例えば今回のボロンなど、微少に変更するものについても、調査段階で分かれば調査対象範囲を拡大するとか、それから新規の調査をするときには、こうしたことがないように、最初の段階で適切な調査対象範囲を決定していくということに取り組んでいくことが重要であろうと考えてございます。

次に通商拡大法232条をめぐる状況について、こちらも情報提供ということで御報告させていただきます。

こちらは米国の1962年の通商拡大法に基づく措置に関するものです。2018年から鉄鋼・アルミ製品に関して追加関税が賦課されてございました。もちろん日本の輸入からも賦課されていたところなのですけれども、政権も変わったところで、昨年11月から、米国の対応に関して、解決に向けて日米協議を実施してございました。

鉄鋼・アルミ製品に係る協議なのですけれども、なぜ貿易救済措置のこの場で御報告させていただくかという、鉄鋼・アルミというトピックではあるのですが、各国が、特に

アメリカがサプライチェーンをしっかりと確保していくという中で、貿易救済措置を非常に重要視していることから、この交渉の中でも貿易救済措置が非常に重要なトピックとして扱われていた事例として御報告させていただくものです。

具体的には、共同声明の中にいろいろな形で貿易救済措置に関する規定が盛り込まれてございます。例えば、貿易に関する日米連携の拡大とか関税回避、職権調査の可能性の拡大。それから、AD、CVD、SG措置の適切な国内措置の実施ということで、様々な形で貿易救済措置というものをしっかりと実施すべきであるし、貿易救済措置の実行に当たっては、日米でしっかりと連携していきましょうということを交渉の中で議論してきたところでございます。

これに対して、我々日本としては、これまで御説明をしまいいりました経済安全保障推進法の中での職権調査をできるようにするだとか、こうした迂回防止に対しても対応していくといった形で、我々としてはしっかりと対応しておりますので、引き続き米国だけではなくて、その他の国々とも連携しながら貿易救済措置を実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料2の御説明に移らせていただきたいと思います。

こちらは昨年、当小委員会で取りまとめていただきました相殺関税措置の活用に向けた提言に関しまして、この実施状況と今後の方向性についてということで、一度整理をさせていただいたものでございます。

1枚目のスライドに関しましては、昨年8月30日にまとめられました提言の内容を改めてスライドとして提示させていただくものですので、昨年から変更はございません。この中では課題を3つ上げられております。まず1つ目が一番大きな問題でして、他国の補助金情報の入手が困難ということが指摘されてございました。2つ目は相手国からの報復の懸念、それから3つ目がCVD措置に対する企業の認知度不足といったところが上げられてございました。

まず、1つ目の他国の補助金情報の入手が困難という点については、これまで我々調査当局のほうで、まず他国のCVD調査において認定されてきました補助金プログラムをリスト化してみるということをやっております。加えて、そうしたところを分析しつつ、CVD申請のための、モデル申請にもつながるようなあらかりのアウトラインを一旦作成してございます。個別の企業さんからの御相談などがあったときには、個別に少し示させていただいたりしながらお話ししているところでございますけれども、やはり今後はしっか

りオープンにしながら、こうした情報を提供していくことが重要ではないかと考えてございます。

次の課題、相手国からの報復の懸念とCVD措置に対する認知度不足という点につきましてですけれども、相手国からの報復の懸念については、これまで発動に当たって事前に担当原課だとか相手国に対してしっかりと情報提供いたしまして、連携してきたところでございます。こうしたことを引き続き相手国と続けていくだけではなくて、今後はしっかり他国、それ以外の国々とも連携しながら情報共有して対応していくことが必要ではないかと考えてございます。

それから、企業の認知度不足に関しましては、これまで不公正貿易報告書だとか「貿易と関税」など、様々な媒体を通じて、CVD活用に向けたメッセージを発信してまいりました。今後、こうした取組をより一層強化していくことに加えて、先ほどの繰り返しにはなるのですけれども、国内の企業向けのセミナー等をしっかりと開催しながら、こうした情報をより丁寧に発信していくという取組を続けていきたいと考えてございます。

その次ですけれども、今後の進め方ということで、昨年8月の提言の中で上げていただいた課題について、より一層深掘りをしていきたいと考えてございます。具体的には、この8月ぐらいから、また改めて通商法の国内の学識経験者だとか実務家の先生方、それから産業界の皆さん、諸外国の実務家等々、いろいろな方の御意見等を頂戴しながら検討を進めていきたいと考えております。

具体的な議論のテーマというところで案を上げさせていただいておりますけれども、特に昨年度、課題として上げられている他国の補助金情報は、やはり入手が難しいということですので、こうした情報をしっかり収集していくことは必要であろうと考えてございます。あと、グローバルなサプライチェーンを前提とした現在の状況に対して、現在の貿易救済措置のルール施行の在り方で十分かどうかというところを改めて法的に、あるいは制度的に論点等あるかどうかというところを検討していきたいと考えてございます。

以上が資料についての御説明になります。川瀬先生、よろしく申し上げます。

○川瀬小委員長　三輪田室長、御説明どうもありがとうございました。非常に多岐にわたる論点に関して御説明いただきました。

それでは、皆様カメラをオンにいただきまして、何かコメントがございましたら、順次2、3分程度で御発言をお願いいたします。今日も通常のあいうえお順で安藤さんか

ら順番に、敬称略で安藤、鍵山、河辺、後藤、中谷（和）、中谷（淳）、服部、藤岡、今日は三石委員御欠席ですので、宮崎、宮本、唯根、渡井、和田の各委員の順番でお願いしたいと思います。

それでは、安藤委員、よろしくどうぞ。

○安藤委員　ありがとうございます。まず冒頭に、毎回言っていることですが、私の場合は国際貿易論が専門ですので、アンチダンピングも相殺関税もですが、そういった措置は本当に必要なケースで活用するのはもちろんいいと思うのですが、濫用にはならないようにすべきかと感じています。

まず、全体を通じて感じたこととして、グローバルサプライチェーンがあるからこそ規制という話があったような気がするのですが、それがあからこそ、回り回って日本や日本企業に直接的、間接的なマイナスな影響を与える可能性やコストを考える必要があるかなと思いました。

迂回輸出に関しては、ASEANが中国からの迂回輸出を疑われて、アメリカにADとかCVDを賦課されているケースが増加していると聞いていますが、例えばそういったことは、在ASEANの日系企業にも欧米向けの貿易輸出手続の負担が増える可能性も当然あるかと思っています。

それから、上流補助金へのCVDの適用に関しても、グローバルサプライチェーンがあるから、より下流に位置する企業の価格競争力への影響も当然考えられるわけで、そういう意味で、日本企業にとって国内の活動だけではなくて、そういったグローバルな生産活動も含めて発生し得るマイナスの影響も考慮して慎重に考えるべきかなと思っています。例えば、ちょっと話がずれるかもしれませんが、アメリカの外国製品直接製品規制の影響で、日本の関連製品の中国向け輸出が20～30%減少したという実証分析結果もあります。

それから、グローバルサプライチェーンの脆弱性という話が冒頭にありました。コロナ禍でも貿易面から分析すると、サプライチェーンを通じて、当然一時的な影響はあるのですが、その後、急速な回復が見られて、むしろGVCとか生産ネットワークの強靱性というのは統計的に確認できています。

したがって、貿易救済措置であれ、経済安全保障が理由であれ、措置が本当に必要な部分はもちろんいいと思うのですが、措置の濫用だったり、あとは過度な貿易管理とか、それに伴う輸出管理の煩雑化というのは、日本にとっても必ずしも望ましいとは限らないので、その点をしっかり考慮して制度設計してもらえるといいかなと思いました。

特に製造業分野で多くの国を巻き込む形で展開されている東アジアの生産ネットワークに日本の場合は特に深く関与しているわけで、そこに強みを持っているので、例えばアメリカがやっているからとか、そういう理由ではなくて、こういった制度を考えるとときにも、日本の企業のために慎重に検討する必要はあるかなと思いました。

以上です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。安藤委員のコメントは全部事前に書いてあるのかと思うぐらい整理されていて、大変驚きました。いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございます。

その次は鍵山委員、よろしくお願いします。

○鍵山委員　　私からは、相殺関税に関してです。説明に感謝いたします。

お話しにありましたとおり、繊維企業というのは非常にグローバル化が進んでおります上に、素材産業ということもあって、アンチダンピングとかの貿易救済措置は起こり得るというか、実際によく起こっている産業であります。新型コロナで様々な国家的措置が行われていたということで、お話の中であった、例えば経済安全保障に関しても、マスクだとか防護服といった比較的ローテクな分野でも重要素材ということで様々な措置が行われていたということで、ポストコロナではどのような動きになるのかなというところは注視しているのですが、実際は、アンチダンピングであれば、どこどこの企業がこれぐらい安く売っているだろうみたいな情報は入りやすいのですが、御説明のとおり、相殺関税はなかなか難しいところもあります一方で、活用できるような制度だと思いますので、例えばこういう事例がありますといった具体的な事例を入れたような形での説明会などがあると非常にありがたいと感じております。

以上です。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。それでは、順番で、次は河辺委員、よろしくお願いします。

○河辺委員　　私もCVD、補助金相殺関税のところなのですが、多くの切り口や視点を持ってアンチダンピングよりも深い調査や分析が必要と考えられまして、一般企業にとっては非常にハードルが高いままなのではないかと感じている次第です。それがゆえに、まだまだ学ばなければいけないことがありまして、昨年の研究会での提言のとおり、化学はサプライチェーンもより複雑になってきておりますので、セミナーなどアウトリーチ活動をぜひ行政のほうで支援いただければと考えている次第でございます。



私からは以上でございます。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。それでは、今度は後藤委員、よろしくをお願いいたします。

○後藤委員　　よろしくをお願いいたします。私が見ている流通の世界などでも、コロナが始まってからマスクなどの安定供給は非常に問題となっておりましたので、こういったものが新しい法律によって安定供給が確保されることは、国民の生活にとっても非常に重要であると考えております。

それから、広報活動についても、皆さん大変お忙しい中、今まで以上に積極的にやっていただくということで、多分、製造業の皆様にとってはグローバルな物資の調達において非常に重要な取組となってまいりますので、これまで以上によりしくお願いしたいと思います。

以上です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございます。それでは、中谷委員、よろしくをお願いいたします。

○中谷（和）委員　　ありがとうございます。4点簡単に申し上げます。

第1に、経済安全保障推進法に関連して、重要物資の安定供給確保が我が国の国益にとって非常に重要であることは言うまでもありませんが、私自身は、必要な重要物資の安定供給のことを主に考えていました。しかしながら、例えば半導体関連のような重要物資が不当廉売されて輸入され続けると、日本の半導体産業を壊滅させてしまうおそれがあることは事実ですので、今回新設される制度に従って、必要な調査を職権で進めていただき、公正な市場環境を整備していただくことが経済安全保障に大いに資すると確信するに至った次第であります。

第2に、迂回輸出への対応については、そのためだけの独自の制度は必要なく、我が国においてはADの調査において迂回の諸類型に対応できるように調査対象製品の範囲を確定していけば十分だと考えております。

第3に、米国による日本からの鉄鋼製品、アルミ製品への追加関税賦課という暴挙が2月の日米共同声明においてひとまず止まったことに安心しております。米国は、主に中国の鉄鋼の過剰生産への対応が念頭にあると思われませんが、我が国としても公正な貿易秩序の維持のために米国と協力することは、経済安全保障の面からも重要だと考えております。

第4に、相殺関税措置の活用に向けた取組について、相手国から報復を仕掛けてくるこ

とへの対応としては、公正な通商と法の支配を重視する他の諸国と連携して対応することが何よりも重要だと考えます。また、経済団体、業界団体、自治体などにも協力をお願いして、企業へのアウトリーチ活動を大いに推進していただきたいと思います。

以上です。

○川瀬小委員長 中谷委員、どうもありがとうございました。いつもながら大変整理されていて、勉強になるコメントでございました。ありがとうございます。

今度は中谷委員、よろしくお願いいたします。

○中谷（淳）委員 よろしくお願いいいたします。J E I T Aの通商委員長の中谷です。我々J E I T Aの観点から、経済安全保障について述べさせていただきます。

まさにグローバルに活動している我々ハイテク業界にとって、経済安全保障という観点は、企業の戦略、いろいろな立地とかを考える上で欠かせないものとなっております。そういう点で、経済安全保障推進法の中で、新設された制度でいろいろと調査ができるようになるということは非常に好ましいと思っております。ありがたく感じておりますので、よろしくお願いいたします。

私からのコメントは以上です。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございました。次は服部委員、よろしくお願いいたします。

○服部委員 よろしくお願いいいたします。まず、いろいろと御検討、また報告をありがとうございました。大きく分けて3つほどコメントさせていただきたいと思っています。既に他の委員の指摘された内容と重複するようなこともあるかと思いますが、その点はぜひ御容赦いただければと思います。

まず1点目の経済安全保障との関係での市場環境の整理というところになります。それは恐らく今後ますます重要になってくるのではないかと考えています。というのは、今特に素材系というのは、素材から作られる二次品、三次品が国外での製造に移ってしまっているというところで、そもそも国内の需要が今小さくなっていつてしまっている。そんな中でわざわざ外国製品は入ってきていないよというものもたくさんある中で、今後いろいろサプライチェーンを整えていく、そして、要は最終製品まで作られてくるとなると、その需要も増えてくるという中においては、まさに外国品も入ってくる余地がまた増えてくるのかなど。そういった中でダンピングであったり、あるいは補助金をもって海外で作られたものが入ってくるといったことになると、なかなか難しいのかなという意味では、

本当に上から下まで見た中でのサプライチェーン強靱化という中では、裾野を市場環境という中でしっかりと見ていくのが非常に有意義なものなのかなと感じています。

2点目が、特にいろいろな施策についての各国の相互協力、米国の通商法の関係からの協議のところですか。先ほど中谷委員がおっしゃっていたように、要はどこかでオーバーキャパシティに作り過ぎでしまったものをほかのところに持ってくるということはある一国で止めたとしても、他国で見過ごせば結局はオーバーキャパを作ったところの責任ではなく、基本的にはほかの国が責任を負うような形になる。恐らくそれがよくないところがあるのかなと個人的に勝手に思っています。

それ自体は非常に重要なことだと思いつつ、相互協力をしていく対象が、やはりどちらかというとも友好国であるとする、経済、グローバルと言いつつも、何となく友好国とそうでない国を峻別する見方、対立とまでは言わないですが、区別みたいなのは、やはり進んでいかざるを得ない状況なのかなというところを感じたのが2点目になります。

3点目は、補助金相殺関税の形で、今ほかの委員の皆様もおっしゃっていたように、一企業で調べたりするのはなかなか難しいところもあって、そこの中でいろいろと調査、基礎資料みたいなものを各国間で当局のほうで見ていただいて、情報をたくさん提供いただけるのは非常にありがたいことかなと思いつつ、相殺関税の対象になる補助金って、単なる普通の一般用語の補助金とは違ってきます。

ちょっと話が戻ってしまうのですがけれども、サプライチェーンの強靱化とかでもいろいろな補助金の話が出てくると、(経済安全保障といえど)何でもかんでもできてしまうのかなという点に疑問をもちつつ、他方で、逆に言うと、何でもかんでも反撃を食らう補助金なのかなとかという形で、変な意味で萎縮しないように、補助金の制度を国内でつくる際にはCVDに当たらないようなちゃんとした補助金をつくっていただきつつ、外に対しては積極的にやっていけるような環境を今後も一層つくっていただけると非常にいいのかなと思った次第です。

以上になります。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。そうですね。補助金はなかなか難しいですよ。ね。「著しい害」を立証して、補助金の良し悪しを最終的に評価しなければいけないので。プログラム自体が輸出促進を目的にしているとか、ローカルコンテンツを目的にしているということがはっきりしていればいいのですけれども、ほとんどの場合は、制度設計を運用した後の問題になりますので。私もTSMCの誘致について、これはWTO上大丈夫な

のですか、大丈夫ではないのですかとよく聞かれるのですが、少なくとも明白に違反ではないけれども、あとはやってみないと分かりませんというのが最終的な答えにならざるを得ないのです。その辺も制度設計をしっかりと留意してやっていただくということが服部先生の御指摘だと理解しております。よろしくお願いいたします。

それでは、次は藤岡委員、よろしくお願いいたします。

○藤岡委員 ありがとうございます。まず、1点。本日の資料1、貿易救済措置に関して、5ページないし6ページでございますが、この点について申し上げたいと思います。

今般の経済安全保障法において、貿易救済措置について、特定重要物質等に係る市場環境の整備の一環として、関税定率法との関係について明確に規定が置かれたことを高く評価するものでございます。5ページにございますけれども、現行の調査開始手続、その後続くAD、CVD調査の関係において、職権調査に先立ち、新たに産業所管大臣が法的な根拠を持って調査を行い、関係者から回答を求めるということを規定したことは、手続の明確化、実効性の確保という意味でも評価するものであります。

これに関連して申し上げたいことは、その後、これは十分な証拠がある等の要件を満たせば調査の手続が進み、引き続いて実質的な事実関係の認定を行い、最終的な課税に至るという手続であるということでございます。5ページの表を御覧になれば分かる通り、その段階においても財務大臣、あるいは関係大臣、国内生産者等との手続もあるわけでございます。これは措置を有効かつ円滑に実行するという趣旨からも、それから申請者の主張実現のためにも、他方、これは不利益であると思う海外供給者や輸入者の主張実現のためにも、つまり関係する全ての立場にとって迅速かつ正確な手続が必要であるということでございます。したがって、なるべく重畳的な手続は回避されなければいけないということでございます。

したがって、産業所管大臣が今回つくられた規定に基づく調査を行われて得た資料を、その後の手続においても活用できるものは十分活用していく。それから、複数の省にまたがる手続でございますので、極力、産業所管大臣の赤枠で囲んだ手続の段階は、各産業大臣が迅速に行うべきでございますが、その段階からも、関係省庁の間では適切な連携、連絡、情報共有を図っていくことをやっていただく必要があると思います。そういった運用面について、ぜひ今回の規定を生かす、それは申請者にとっても、訴えられた輸入者、あるいは生産者にとっても、それから国の政策にとっても重要でございますので、よろしくお願いいたします。

あと、もうひとつ、本日具体的に申し上げたかった点がございます。毎回申し上げておりますけれども、今回の手続は、あくまでもガットの第6条や補助金相殺協定、アンチダンピング協定に基づく国際的に合意された手続のもとで、国内的な調査において補完する規定の創設ということでございます。そういった意味で、昨年も申し上げましたけれども、また昨年の経産省の資料にもございましたが、本制度はもともと市場歪曲的な措置による公正な競争条件の毀損をWTO内のルールの中で対応していくという措置の中の制度であって、これがある業界における適正な競争が毀損され不利益が生じているという部分は当然、事実関係として認識しなければいけないのですけれども、最終的な目的は、GATT前文の趣旨につながりますが、市場歪曲的な措置を回避し、公正な競争条件を維持し、最終的な経済厚生を増していくこととございます。独禁法と同じ趣旨でございまして、公正な競争状況を確保するということがいかに重要であるか、それは結果として経済政策、あるいは産業政策、消費者保護に生かすものであるもので、これを国内生産者の保護のためのものだとして、いたずらにこれが濫用されることのみを懸念するということではない。

あるいはまた、これを国際交渉ツールの一手段として位置づけるという部分が冷徹に必要であるわけですが、それだけではないということで、トータルの制度の意義を理解し、これは昨年来、ずっと川瀬先生の御指導の下やってくる——昨年ではなく昔からかもしれないですが、その原点を忘れない。いたずらに、何かこれは課税がかかるから損するね、目先、損するのは消費者であったり輸出者だったり、そういう事象だけに着目せず、本来、生産者にとっても、消費者にとっても、すべての市場参加者にとっても、公正な競争を保つために必要な手続であるということを再三申し上げているので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○川瀬小委員長 藤岡委員、ありがとうございます。確かにきちんと制度趣旨を踏まえた利用は大変大事かと私も思っております。

それでは、順番で宮崎委員、よろしくお願ひいたします。

○宮崎委員 どうもありがとうございます。私からは4点コメントさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、溶融亜鉛めっき鉄線に係るAD調査に関する件です。ボロン添加品を対象範囲に加えていただいたことは極めて合理的な御判断だと思っており、かつて日本鉄鋼業界に在籍していた者として、厚く御礼を申し上げます。引き続きよろしくお願ひいたしま

す。

続きまして、米国通商拡大法232条措置についてです。全体の話になりますが、措置開始から4年を経過して、今年4月によりやく関税割当措置が開始となり、日本の鉄鋼業界が米国向け輸出を再開することができたと認識しています。粘り強く交渉いただいた日本政府の御尽力に深く感謝します。ぜひとも完全な解決、すなわち措置の撤廃、または日本の無条件での国除外の獲得に向けて、さらなる御尽力をお願いしたいと思います。

3つ目に、相殺関税措置の活用に関する課題の整理と今後の方向性を議論するための有識者検討会を立ち上げてくださると御報告いただき、ありがとうございました。この研究会のメンバーとして産業界にもお声がけいただいているとのこと、どうぞよろしく願いいたします。

最後に4点目、冒頭の経済安全保障推進法に関することですが、三輪田室長からの御説明、あるいは委員の皆様からのコメントにより、大変重要であるということは理解できたつもりですが、かつて日本鉄鋼業界在席中に、米国通商拡大法232条措置により著しい影響を受けた者からの漠然とした懸念表明としてお受け取りいただけたらと思います。

非常に古い話ですが、第二次世界大戦後のGATT、WTO体制は、「貿易投資の自由化を進め、経済的な相互依存を深化させることが平和の構築に寄与する」という考え方に基づいていると理解していますが、足元では、経済ナショナリズム、あるいは中国の台頭、コロナ禍などにより、各国政府において、「外国への過度な経済依存は安全保障上のリスクにつながる」という認識が急速に拡大した結果、「経済安全保障上の理由があれば、貿易制限的になることもやむを得ない」という方向に各国が大きくかじを切っているのではないか、日本政府も基本認識は同じなのではないか、という点を漠然と気にしています。くれぐれも第二次世界大戦前夜のようなことにならないように、慎重に皆さんで対応する必要があると思います。

私からは以上です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。宮崎委員のおっしゃることは、一つ一つごもっともで、私は委員長ですのであまり話してはいけないので、簡単にコメントさせていただきますけれども、まず1つ、232条については、関係者に大変御尽力いただいたことを私も分かっているのですが、日本の対応がベストであったとは思っていません。結局アメリカにやられてしまったことは何かというと、要は、我々専門家から見たら、あんないい加減な安保例外措置をアメリカだから仕方がないのでということで、何となくみ

んなお茶を濁して納得してしまっ、除外が取れたのでいいや、と。日本の場合、情けないことにWTOに訴えることすらしていないわけです。やはりこんなことでは困ると私は思います。日本はWTO重視、ルール重視の姿勢で、これは経産省としては大変耳の痛い話であることは重々承知で申し上げますが、やはりEUと連携して、あるいは中国とも連携して、WTOに訴えるべきだったと私は強く思います。

その意味におきましては、宮崎委員がおっしゃるように、完全撤廃に向けた働きかけをきちんとやっていくと。自由貿易の父であったアメリカがこんなことでいいのかということとをアメリカに対してはきちんと、あるときは柔らかく、あるときは厳しく打ち込んでいくことをしっかりしないといけないと私は思っています。このままではWTOは困ります。

経済安全保障に関する懸念も全くおっしゃるとおりだと思います。私の感じるところで、経済産業省内は、やはり何となく経済安全保障と言ってしまえば何でも、ある種の通商制限的な施策がまかり通ってしまう雰囲気を感じます。

これは非常に危ないことでありまして、先日、船橋洋一さんが主催されるAPIのパーティーに参加しまして、船橋さんと経済安全保障論の東大の鈴木一人先生が対談されているのを拝聴しましたが、日本というのは、相互依存の中でしか生きていけない国であります。

経済安全保障で、いわゆる最近フレンドシェアリングと言われますが、アメリカを含めた同盟国とのネットワークがとても大事であるということは事実なのですが、他方、我が国は対中貿易依存も非常に高い。資源や食料は海外から輸入しないと生きていけない国であります。そういう意味では、お二人のお話を伺っていると、やはりWTOを中心にマルチのフレームワーク、自分たちのフレームワークを大事にするということ自体が日本にとって経済安全保障なのだというロジックです。

最近、私もいろいろなところでそういう問題に関していろいろな書き物をしておりまして、実はこの後、次の議題で通商機構部のほうから御報告があると思いますが、その問題にも非常に関わりのあることとございますが、やはり日本というのは、ルールベースのマルチの枠組みをしっかりと大事にしていかなければいけない、経済安全保障もそのマルチの枠組みに対する影響が跳ね返るかをしっかりと考えながら、どうあるべきかということをしつかり考えないといけないということをお場を借りて申し上げたいと思います。宮崎さんのおっしゃる漠然とした懸念、私も150%共有させていただきます。

以上でございます。次は宮本委員です。よろしくお願いいたします。

○宮本委員 日本貿易会の宮本でございます。川瀬委員長の俯瞰的なコメントの後に非常にミクロな質問とコメントで恐縮なのです。まず、質問です。相殺関税措置、CVDですが、調査の難易度が非常に高く、各国の関係当局とより高い水準での協調協力体制が不可欠という議論が昨年もあったかと記憶していますが、現時点で経産省さんと、例えば各国とがCVD発動に向けて準備しているパイプライン案件の情報が取れるようになっているのかどうかという質問が1つです。

次にコメントの1点目です。消費者生活にCVDがどう生かされているか、消費者に働きかけていくことも大事だという議論が昨年ありました。そこで、CVD措置のアウトリーチの現状を知るべく、消費者目線から、私もまずグーグルで「CVD」と引いてみました。そうすると、chemical vapor depositionという、要は化学関連のコーディング関係の説明が出てきて、本件のCVDに関しては一切出てこない。それで、「相殺関税」で検索すると、経産省さんの「初めての方へ」というのが出てきて、CVDのほうに案内されました。しかし、CVDに関して、何の英語の略になっているのかの記述はなく、CVDの後に括弧づけて「補助金相殺関税」と出てきますが、大半の説明は「相殺関税」という言葉を使っています。先ほど服部委員のご発言の中で、補助金に関する用語の定義も含めてご発言があったと記憶していますが、CVDでいくのか、相殺関税措置でいくのか、ターミロジーを統一したほうがいいのではないかと考えています。

コメントの2点目は、CVD措置のアウトリーチとして、ホームページによる情報発信強化と書かれていましたので、こちらも経産省さんのホームページにアクセスすると、まずトップページにはロシアなどに対する輸出入禁止措置が出てきますが、CVDに関しては、「対外経済」をクリックして、「貿易管理」をクリックして、「貿易救済措置」をクリックして、CVDが出てくると、CVDの中身のほうは文章で概要を説明しています。発動手順のPDFもついていますが、非常に無機質な感じで、最後に、相談ルートの記載がありました。もう少しフレンドリーでシンプルな動画等があってもいいのではないかと考えています。

我々は、人や物の自由な移動を前提としていますので、公正とは言えない補助金による不当な安値輸入について、ぜひ消費者に共感してもらって、日本のマーケットがより安定的かつ安全・安心なものになるようにすることが、CVDの報復懸念のリスク低減にもつながるのではないかと考えています。

以上です。



○川瀬小委員長　　ありがとうございました。確かにCVDって分かりにくいですね。学生に教えていても、補助金のところは学生が一番理解しにくくて、大体難儀します。CVDと、あとはADもそうですけれども、ましてや手続になると、ほとんどお手上げの状態になってしまいます。そういう意味で、もう少し一般の方に分かっていたいただけるような工夫は確かに必要だと私も感じております。どうもありがとうございました。

では、唯根委員からコメントをお願いします。

○唯根委員　　ありがとうございます。既に他の委員の方々におっしゃっていただいていたので、私が申し上げることは本当に少ないのですが、まずは今日のこの1時間、皆様の御意見を伺っているだけでもすごく勉強になったと消費者として感じております。

消費者側からしてもこういう内容の学習会、それこそ貿易とか関税とかというのは、政府の施策でしかないというか、私たちの消費生活に身近に感じることで本当にニュースの一場面でしかないわけで、コロナ禍と、それから、先ほど第二次世界大戦のお話も出てしまったのですが、今年に入ってウクライナの侵攻などを含めまして、サプライチェーンという言葉も耳にはしますけれども、私たちの生活にどのように関わってきていたかというのが、日々の生活の中でこれだけ身近に感じられるような場面ってこれまでなかったと思います。

そういった意味も含めまして、先ほどの資料の中にもございましたけれども、国民全体に向けた政策的意義の発信という、少し私たちに分かるような言葉で、専門用語など言葉の説明も含めまして、こういう制度があって、貿易を公正に行われるために、そして事業者の方たちにも、中小企業で働く方たちからすれば、自分たちの生活の中でどのように関わっているかということ、仕事に関わっているかということも御存じない方もいらっしゃるのではないかと感じますので、それこそ最初の経済安全保障推進法のお話の中で、業界からの申請をどんどん受け入れるというお話もありましたから、業界の方たちにも関心を持っていただく情報発信の工夫をしていただけることを願います。最初のほうで事例の紹介というお話もあったと思います。毎回同じようなコメントで申し訳ないのですが、小中学生でも分かるような情報発信の工夫をぜひお願いしたいと願います。

それと、川瀬先生の先ほどのお話ではないのですが、消費者団体の学習会も結構あるのですが、私たちはどうしても消費者関連の法律とか制度、被害実態や救済に関する勉強する機会しかないのです、今日伺ったお話は、私たちの生活にもすごく身近なことになると感じましたので、こういうお話もテーマにさせていただいて、お話の難しさをもう少し

かみ砕いていただくお願いはしたいのですが、そういう学習会などもあっていいなと思いました。

まとまらなくてすみません。以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございました。学習会の御提案、特殊関税等調査室でぜひ小学生にも分かるCVDのポイントをつくっていただいて、そういう機会を設けていただいたらいいのではないかと思います（笑）。

その次が渡井委員よろしくお願ひします。

○渡井委員　よろしくお願ひします。既にかんりの御議論があつたところですが、私も経済安全保障推進法と貿易救済措置について一言申し上げたいと思つております。

経済安全保障には、「守り」と「攻め」の両面がございますけれども、このたびの推進法は、基本的には「守り」のスタンスであると思ひます。その中で、資料の5ページにある職権での貿易救済措置の調査実施というのは、数少ない「攻め」とも受け取ることのできる要素です。そこで貿易救済措置を活用するためには、新しい制度が活用されていくようにと思つております。

ただ、国内生産者の方々が、現行制度の下でこれまで申請には消極的であつたのと同じ理由によつて、サプライチェーンの調査への御協力をためられるような場合には、調査が罰則によつて担保されていないということもあつて、やはり職権による調査にまで結びつけることは、実際には難しいのではないかと懸念を持つております。経済安全保障推進法の政省令はこれからということで、運用の全貌が見えておりませんが、国内生産者の負担を軽減するという観点からも、このたびの職権による貿易救済措置の調査の実施には期待したいと思つております。

以上でございます。

○川瀬小委員長　どうもありがとうございました。

それでは、最後、和田委員、よろしくお願ひいたします。

○和田委員　ありがとうございます。先ほど宮崎委員の御発言と、それをさらにリインフォースされるような形の川瀬先生の御発言、まず全面的に共感しておりますということを発言の前提として申し上げたいと思ひます。

御指摘のとおり、ルールに基づく自由貿易投資体制を維持するということが最重要な課題であると認識しておりますので、こちらをまず前提として、3点ほどコメントさせていただきたいと思ひます。

まず、経済安全保障推進法についてなのですが、こちらの法律については、経団連としては経済安全保障を確保するために早期の成立と施行を求めてきたところでございますので、今回これが国会を通過して、これから政府で準備が進められていく、そういう状況になっていることを経団連としては歓迎しております。

その中で、先ほど御説明がありました市場歪曲的行為によって、国内の産業基盤が損なわれて、特定事業物資の安定供給が妨げられないようにするための措置が入ったということは、歓迎すべきことだと思っております。これによって、所管大臣による調査がまず可能になって、その調査結果に基づいて、政府として迅速な対応が可能になったということは、仕組みとして、それが導入されたことは大事なことかなと思っております。

2点目として、それに関わることでもあるのかもしれませんが、昨今、経済安全保障の確保を理由として、先ほど御指摘もあったように、いろいろな形で補助金、あるいは政府による様々な支援を入れているということは、もちろん経済安全保障の確保ということからも必要なことだと思うのですが、それが本当にWTO上問題になるものなのかならないものなのかという線引きが、正直、私どもは分からないところであって、これについては、ほかの国がやるものだったら違法で、日本がやるものは適法というものではないと思いますので、当然、どういう補助金であればWTO上問題ないのかということについては、恐らく日本政府としても責任を持ってこれから議論されるのだろうと理解しております。

経済安全保障推進法の中で国際法との整合性はしっかり書き込まれていますので、ぜひこの点について、私どもとしてもこの議論が今後どう展開するかということについては関心を持っておりますし、経済界としてもしっかりと議論に参加させていただきたいと思っております。

それから232条の問題です。こちらについては、確かに日本政府の皆様が、大臣をはじめアメリカ政府と交渉していただいて、一旦これがホールドされた形になっているというのは、その状況自体はよろしいことかと思うのですが、先ほど御発言がありましたとおり、やはり一方的な措置が許されるようなことはよろしくないと思っております。

ルールに基づく対応がこれからもちゃんと実現できるように、例えば鉄鋼については、過剰生産能力の問題についてマルチの議論が再開されつつあると認識しておりますけれども、やはりこれは日米だけではなくて、鉄鋼の製造能力を持つできるだけ多くの国々が参加するマルチの枠組みによって、ルールに基づく解決をしていただくよう、議論をぜひ進めていただけたらと思っております。

私からは以上です。

○川瀬小委員長 和田委員、ありがとうございました。経済安保関連の国際協定との整合性はもちろん大事だと思います。

先ほど私がコメントしたことの繰り返しになりますが、ただ、補助金に関して言うと、結局、補助金協定の5条、6条ですよね。「悪影響」、「著しい害」への該当性というのは、蓋を開けて具体的にマーケットがどうなるかということが分からない、事後的に蓋を開けてみたら結局違反でしたということにしかならないので、とりあえず制度設計として、ローカルコンテンツや輸出促進にならないということ、最低限これは重要だと思います。

あともう一つ、さっきのTSMCの話のときに1つ思ったことは、特に工場誘致の場合、TRIMs協定との関係も大事になると。そういう視点で、少なくとも、TRIMs協定、もっと具体的に言うとGATTの3条違反、11条違反ということになりますけれども、多分、最初に補助金のプログラムをつくる時に、制度に違反がないかどうかというチェックは割と簡単にできるのだと思うのです。

「著しい害」については、やはり市場の状況、産業構造を見て過度な輸入代替や、それが過度な他国市場の侵害になり得る額なのか、あるいは補助金の性質なのかということのを慎重に検討するということが予備的にできることはないのだろうと思いますけれども、おっしゃるとおり、日本のやることは正しくて中国のやることは駄目ですというような、ある種ダブルスタンダードにならないということは、日本のWTO体制、国際社会における信頼確保のために大変重要なことだと私も思っております。

これで1巡いたしましたので、御質問の形でいただいたのは、多分、宮本委員だけだと思うのですが、それにまずお答えしていただくことと、あとは皆様方からいただいたコメントについて、三輪田さん、よろしく申し上げます。

○三輪田特殊関税等調査室長 皆様、大変貴重なコメントをいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、宮本委員からいただきました御質問ですけれども、1点、高い協調関係が大事ということで、調査当局間のほうで定期的にコミュニケーションを取ってはおりますけれども、どうしても現在動いている案件の中身については、なかなか詳細等、情報交換すること自体は難しいと。ただ、コミュニケーションをしていく中で、どのように考えている、背景だとかといったこと、それからどういったものを調査開始したのか、それから調査実施した案件について、実際どういう考えで、例えば補助金相殺関税措置であれば、こうし

た補助金についてCVDを発動したといった情報は調査報告書などでも出ていますけれども、そういったものをもう少し詳しくお話を聞いたり、そのような形での情報共有をすることによって、調査当局同士で調査実務を実施するに当たって、どのようにやっているのかという情報交換をしているのが実態でございます。

御指摘の現在進行形というところは、やはりなかなか難しい部分ではございますけれども、そういったできる範囲での情報共有をしながら、かつ産業界のほうに提供できるような情報は積極的にしていくということはしていきたいと考えてございます。

以上が御質問に対してですけれども、あと皆さんにいただきましたコメントの中で、特に重要なポイントを2つお話しさせていただきたいと思えます。

まず1つ目のお話は、まさに多くの皆様に御指摘いただいたところではございますけれども、やはり我々、貿易救済措置を実行するに当たっては、国際ルールをちゃんと適切に実行していくことが非常に重要だと考えております。安藤委員がおっしゃったとおり、本当に必要なケースでやるべきという御指摘は、まさにそのとおりでございまして、たとえ経済安全保障法の中に入ったとしても、入ったからできるというものでは当然ございませんで、実際に国際ルールの中で認められた範囲内でそういった実態があつて、それによって国内の産業が被害を受けていることが明確に、調査を実施する中で、事前調査ではなくて、もともとのWTO協定に基づく調査ですけれども、そのもともとある調査の中で認められた範囲で、しっかりそれを立証していくことが非常に重要だと考えております。

やはりその目的というのは、藤岡委員、それから川瀬先生も皆様おっしゃったとおり、公正な競争環境を確保していくということは、引き続き最も重要なところですので、それを実現するためにきっかけとなる部分、職権調査も多少やりやすくなるという形での今回の措置になります。執行していくに当たっては、それが濫用にならないようにということにはしっかり気をつけながらやっていきたいと考えております。

もう一つは、多くの委員に御指摘いただきましたとおり、情報発信等、しっかり強化していきたいと思っております。産業界に対する情報発信、加えて、消費者の皆様にもしっかり理解をしていただけるような形でやっていきたいと考えております。特に御指摘いただいた中で大変重要なポイントだと思うのは、やはり分かりやすくシンプルにということろは、本当に我々、行政の広報は分かりにくいというのは一般論としても言われていますけれども、特にこの世界は本当に難しいと思えますので、よりそこは意識して、シンプルに分かりやすく、キャッチーなホームページにしながら、でも中身はちゃんと正確なもの

ということで、ホームページの見直しも含めてしっかり検討していきたいと思っております。

以上になります。ありがとうございます。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。皆さんに分かりやすいアウトリーチをお願いしたいと思います。

今度はその次の議題、ちょっと変わりました、議題3の御案内をさせていただきたいと思っております。これは通商機構部の福山室長から御説明があると思っておりますが、私が取りまとめに関わった案件でございます。WTO上級委員会の機能停止下の政策対応研究会における議論の報告について、通商機構部の福山国際経済紛争対策室長からお願いいたします。

○福山国際経済紛争対策室長　おはようございます。通商機構部で国際経済紛争対策室長をしております福山と申します。ただいま川瀬小委員長から御紹介あずかりましたが、川瀬小委員長に座長を務めていただきました、今画像表示されているWTO上級委員会の機能停止下の政策対応研究会ということで、WTOでいわゆる二審に当たる上級委員会の機能が停止していると。いろいろWTOで争われた件、貿易救済がかなり多いわけですが、こうした上級委員会の機能停止下での政策対応審議会と若干関連がございます。これは決定事項ということではございませんが、参考ということで本日、簡単に手短かに御紹介させていただけるとありがたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

資料1ページ目にお進みいただきまして、今も若干申し上げましたが、本研究会立ち上げに至った背景についての御説明でございます。申し上げましたとおり、WTOは二審制の構造となっております。特にアメリカが、上級委員会はWTO協定で与えられた権限を逸脱しているといつて批判をして、二審に当たる上級委員会に7人上級委員がおりましたが、この選任を阻止して、上級委員会の機能を停止して2年余りが過ぎている状況でございます。

この結果、先ほど申し上げましたとおり、WTO法上問題があると考えられる貿易救済の件についてWTOよりも多数争われてまいりましたが、不在の上級委員会に上訴することで紛争案件を事実上判断停止に追い込む、塩漬けとする、我々は空上訴と言っておりますが、こうした案件が積み重なっております、機能停止してから12件ほど積み上がっているということでございます。

この結果、日本も使いにくいということではありますが、紛争解決システムの利用件数は

世界でも非常に減っている。左下にグラフがありますが、機能停止する前は、平均して毎年20件ぐらいWTO提訴と言われる案件がありましたが、20年は5件、21年は9件ということで、ルールの執行への信任が失われつつあるという危機感を我々は持っているところでございます。

これは世界の情勢でございますが、日本自身についても既に2件、資料の右下にありますけれども、韓国の貿易救済案件、それからインドの貿易救済案件、この2件が既に空上訴されていて、事実上の塩漬け状態にあり、さらに今後、インドとインドのICT関税の引上げ、そしてもう一つ貿易救済案件ですけれども、中国のステンレス製品のアンチダンピング措置についても、我々が勝っても空上訴される可能性があるということで、我々は危機感を高めているところで、各国の対応を踏まえながら、日本の政策対応を川瀬座長の下で検討してきたところでございます。

ページをお進みください。2ページ目でございます。上級委員会を機能停止に追い込んだのは特にアメリカのスタンスが反映されているわけですが、では、EUやそのほかの国がどんなことをやっているかということでございます。EUは、暫定的に上級委員会を代替する機能としてMPIAと言われておりますが、多国間の暫定的な仲裁アレンジメントを始めております。これはEUのほかにオーストラリアですとかカナダ、中国といった国々25か国、地域が参加しているということでございます。日本はまだ参加しておりません。

このほか、EUやブラジルは、EU、ブラジルとも仲裁メカニズム、MPIAのメンバーでありますけれども、まずはパネル判断が終わった場合、上級委員会に上訴するのではなくて、仲裁で、MPIAで問題を解決しましょうというアレンジメントをやっております。EUやブラジルは、仮にMPIAに入っていないメンバーがやって来た場合には、対抗措置を打てるようにする仕組みを既に整えておりまして、まだ実例はないようでございますけれども、こうした制度を整えてきているということでございます。

MPIAもまだ使われている実例はございませんが、EUは、今までそもそもWTOの中で上訴仲裁というのが使われてきた事例があまりなかったのですが、EUはMPIAでないメンバーであるトルコとの間で実質的にMPIAを借用したWTO協定に基づく仲裁を進めております。MPIAはまだ実例がないのですが、この判断が今年、早ければ今月ぐらいには出るかもしれないと思っております。

次のページにお進みください。以上が世界の動向でございますが、その上で、川瀬座長

の下、各界の研究者の方々、国際法だけではなくて、政治学者、経済学者の方々、それから産業界の方々、経団連事務局と鉄鋼業界の方に御参加いただいて、5月から6月にかけて、短期間でございますが、集中的に御討議いただき、御提言いただいた中間報告書の概要がこちらのスライドでございます。ちょっとかいつまんでいただいた御提言の内容を御紹介させていただきます。

まず、水色のボックスの状況認識でございます。今の状況はWTOルールに基づくガバナンスが働かなくなる危機であると非常に強い危機感を示していただいた上で、ルールベースの国際経済秩序を回復、発展させていくためには、まずはWTO紛争解決システムを改革して、その機能を取り戻すことに最大限の努力を傾注すべきという御提言をいただいております。

他方で今、WTOも164のメンバーを抱えておりまして、アメリカだけではなくていろいろな国を交えたコンセンサスを取るのがなかなか難しいと。したがって、全メンバーの合意を得た上での改革の早期実現は、なかなか予断できないと。こういうことを考えると、従来にない発想を含め、WTOを暫定的に補完するアプローチも含め、早急に法の支配の回復を目指す政策対応を進めるべきであるという御提言をいただいたところでございます。

その上で、いただいた対応案が主に3つございまして、まず1つ目は、先ほど申し上げたMPIAという多国間の上訴仲裁アレンジメントへの参加というオプションでございます。日本は昨年、中国との関係で新しいパネルを立てておりますが、仮に日本が勝ったとしても、中国が上訴してきた場合には、空上訴されると何も手を打てないということになると我々としては困るわけですし、あるいは中国とのパネル以外も含めて、ルールのガバナンスが働かなくなる事態を避けるためには、こうした仲裁アレンジメントに入るというのが1つの極めて有力なオプションであるという御提言をいただいたところでございます。

2点目がMPIA以外の仲裁、アドホック仲裁の活用という御提言でございます。これは一定の有効性を有するけれども、他方で、上級委員会に上訴するのではなくて、アドホックに仲裁をやりましょうというやり取りをするのは有効けれども、ただ、都度都度、アドホックに仲裁をやりましょうということをやっていると、毎回毎回相手国から合意を取りつけないといけないし、このまま利用できないので、そういう意味ではMPIAのような仕組みに入って、もう少し広く仲裁を活用しましょう、アレンジメントをあらかじめやっておくことのほうがより有効かつ現実的であろうという御提言をいただいたところでございます。



そのほか、MP I Aに入ったとしても、MP I Aに入っていないメンバーとの関係をどう処理するかも大事でございます。その上でいただいた御提言の1つが②のアドホックな仲裁の活用ということでございますが、他方で、これは拒まれた場合使えませんので、ではどうしたらいいかということでいただいた御提言が対応③ということで、空上訴への対抗措置。いざ空上訴された場合には、EUやブラジルのように対抗措置を使えるという仕組みを持つておくことが大事であると。そのために具体的な検討を進めるべきだろうという御提言をいただいたところでございます。

①、②、③と3つございますけれども、それぞれ相互に排他的なものではなくて、3つを同時並行に追求することができるということでございます。他方で、対抗措置については有力なオプションであるという御提言をいただきましたが、ただ、多くの委員の方々からは、まずは仲裁で物事を解決する努力をすべきであると。それがかなわない場合には対抗措置を打てるような制度づくりも辞さずに進めるべきであろうと。シークエンスとしては①、②が先にあって、③が後に来る、こういう御提言をいただいたところでございますが、③の空上訴への対抗措置という観点からも、紛争当事国に対してMP I Aや仲裁の活用を迫るためにも、こういう制度を入れるべきだという御提言であります。いただいた御提言を踏まえて今後、政策の具体化に向けて政府内での調整もしっかり進めていきたいと考えているところでございます。

冒頭申し上げましたが、貿易救済、世界中でもいろいろ使われておりますが、他方でWTO協定上、整合性に問題があるような事例もございます。そうした事例については、産業界のニーズも踏まえてしっかり対応していくことが重要であると考えてございます。

私からの御報告は以上でございます。

○川瀬小委員長 福山室長、どうもありがとうございました。ただいまの御報告、御説明につきまして、何か御意見、御発言がございます方は、順次御発言をお願いしたいと思います。今、中谷先生、続きまして和田委員から手が挙がっておりますが、順番で中谷先生から、どうぞよろしくをお願いします。

○中谷（和）委員 ありがとうございます。上級委員会の機能麻痺に関しましては、パネルでWTO違反となり、客観的に見ても明らかにWTO違反と思われるような国家が空上訴して判断がなされず、不当にその国に有利な状況が継続することは、およそ法の支配や正義に反するものであり、公正な通商秩序を損なうものであります。その意味で、この報告書におきまして、第1にMP I Aへの参加、第2にMP I A以外の仲裁の活用、第3

に空上訴への対抗措置という3つの対応について検討すべきとしていることは重要な指摘であり、支持したいと思います。報告書をまとめられた川瀬先生の労を多としたいと思います。

対抗措置につきましては、違反国が空上訴をして、交渉にも仲裁にも応じない、引き延ばしてデッドロックに乗り上げたと考えられる場合には、対抗措置を取ることは国際法上合法であると考えます。断固たる拒否や不能の申立に該当する場合には、次のステップに進めるという趣旨の常設国際司法裁判所の判決もあります。

日本に不利な空上訴が現実には生じてしまっからの対応では、関係企業の利益のみならず、国益も損なうことになってしまいますので、早急に必要な法改正も含めて検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○川瀬小委員長 中谷先生、お褒めいただきまして、大変恐縮でございます。大変力強い御支援をいただきましたこと、感謝いたします。

では、順番で和田委員、お願いいたします。

○和田委員 ありがとうございます。もう中谷先生に非常にきれいに整理して御発言いただいたので、申し上げたかったことは全てカバーしていただいたのですけれども、私も経団連もこの議論に事務局の者が参加させていただいておりました。おっしゃるとおり、上級委員会の機能停止の状況を早く解決して、紛争解決機能が回復するということが本来的な解決であると思っておりますが、MC12で2024年までに機能回復に向けて議論するということが言われてはいるのですけれども、申し訳ないのですが、具体的に本当にそれが見える将来に可能なのかどうかということは非常に困難な道筋なのだろうと思っております。

そういうことを踏まえまして、やはり暫定措置を講じるということはやむを得ない状況、既に塩漬け案件があり、またこれからも塩漬け案件が積み上がることが現実的になっている中で、スピード感を持って対応していただくことが必要なかなと思っております。そういう意味で、今回御提案されている3つのオプションは、いずれも重要な提案だと思っております。

先ほど御説明の中で、①、②、③の選択肢でシーケンスとして3つ目なのだけけれどもということで、空上訴が実際にあった場合の対抗措置の発動についても検討するという御説明があったのですが、実際に対抗措置を発動するかどうかは、確かにシーケンスとし

では3番目の選択肢になるのだと思いますが、制度設計については早く着手していただいて、まず日本として、国としてそういう対抗措置をしっかりと持って、持っていた上で、それを実際に発動するかどうかというのは、その状況の中で判断することかと思っております。ぜひ制度設計については早急に着手していただくことが重要なことと思っております。

私からは以上です。

○川瀬小委員長 和田委員、ありがとうございます。私も全く同感です。3番目は、具体的な発動は当然、個別のケースの中で慎重にやらないといけないということだと思います。刃物を振りかざすことは、現に慎まなければいけないわけですが、ただ、その構えがないと、日本はMP I Aに入ってお行儀のいいことを言っているけれども、どうせこっちが空上訴しても何もできないでしょうと、そういうことであっては、MP I Aに入る、あるいは仲裁の準備をして我々が法の支配に対してコミットするという姿勢を示すことの意味がなくなってしまうわけですね。ですので、これは委員会の総意ではなくて私個人のということで申し上げますけれども、やはりこの3つ、3点セットで同時並行的に早急に準備を進めることは大変重要な御指摘だと思います。

河辺委員、お願いいたします。

○河辺委員 御説明をいただきまして、ありがとうございます。産業界からのコメントの1つとなりますけれども、WTOによる紛争解決処理が進まない状況が何年にもわたっているということは、決して好ましい状況ではないと考えています。このため、本来のルールに基づいた機能を早々に取り戻してほしいと考えております。EUや中国も参加しているMP I Aへの参加やその他の仲裁措置、空上訴への対抗措置も、WTOを補完する暫定的な紛争解決の代替方法の選択肢の1つとして御検討いただいていること、誠に感謝を申し上げます。

通商上の問題解決処理において、当方も相手方も予見可能な状態が産業界においては必要だと考えておまして、予見可能な状況が争いをある程度制御するなど、何らかの抑制効果があると考えております。中間報告をいただきましたが、引き続き御検討をお進めいただければと考えている次第でございます。

以上でございます。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、日本の産業界にとって法の支配が効いていて、予見可能性のあるWTOシステムは大変重要なインフラであると、私もこの取りまとめに当たるときに考えておりました。アメリカに配慮して慎

重なる人たちも政府の中には当然いるわけですが、いやいや、もうそういう問題ではないのだという声を産業界からしっかり上げていただくことはとても大事だと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次が鍵山委員、よろしくお願いいたします。

○鍵山委員　今、皆さんがおっしゃっていたとおりでして、私もまさに同じでして、繊維業界にとってもグローバルビジネスを進めていく上では、ずっとWTOルールがよりどころとなっておりましたので、上級委員会の機能が早期に回復できるというのが現実的でない場合は、御説明にあった①、②が非常によいのではないかとということと同時に、MPIAに入っていく場合には、例えば勧告が出ればそれに従うみたいな信頼性の確保といったものにも期待すると同時に、ちょっと出たように、③の対抗措置についても、実際はどうかということとはともかく、準備だけでも御検討いただくとありがたいと考えております。

いずれにしましても、この研究結果を取りまとめたことには大変感謝しております。

以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。委員会の中でも対抗措置について慎重論は若干あったわけですが、やはり具体的にそれを発動する局面で抑制的かつ慎重に必要な局面を限定するということでありまして、制度設計を持つということ自体については、委員のコンセンサスは取れていたと理解しております。その趣旨を盛り込んだ形で報告書が出ておりますので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

中谷委員、よろしくお願いいたします。

○中谷（淳）委員　皆様のいろいろな発言をサポートするような形になりますけれども、我々、WTOのMC12に向けてルール形成とか電子商取引とかで欧米の団体他と協働でやってきましたが、ルールをつくっているだけでは不十分で、ガバナンスが失われる、ルール執行への信頼が失われる。まさにその懸念は共有しております。MC12でも2024年に向けて機能を回復させるということは書かれておりますけれども、現実的な解を見つけることが重要だと思いますので、こういう3つのオプションをつくっていただいて、日本の考えを示していただいたことはすごくありがたいことだと思っています。

MC13とか、いろいろ重要な機会もありますので、それに向けて皆様活動していただけることを期待しております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○川瀬小委員長　　中谷委員、ありがとうございました。

では、次は宮崎委員、よろしくお願いいたします。

○宮崎委員　　御説明いただきまして、どうもありがとうございました。福山室長から御報告いただきましたとおり、鉄鋼業界は上級委員会への空上訴が2件とパネル進行中1件ということで、一刻も早い解決が望まれると思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

1点だけ。MP I Aに入っている中国に加えて、現時点で韓国とインドがMP I Aに入っていないと認識していきまして、もちろんここをオプション②でやっていただくことに加えて、まず第1に、MP I Aに入るべきであるということ、特に韓国などには強く言うていただくことができないかと思います。アメリカが入るのは非常に難しいと承知しており、インドもハードルが高いと思いますが、韓国については、いろいろな働きかけをしていただけるのではないかと思います、提案させていただきました。

以上です。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。韓国の私のこの世界の先輩であるアン・ドクグンさん（注：ソウル大学教授）が今度、通商交渉本部長になりましたよね。まだ彼が今の立場に就くということは全く頭がないときに、アン先生とMP I Aのことを少し意見交換させていただいて、韓国は、やはりアメリカが入らないものに入るということに非常に抵抗を持っているように聞いております。

それから、委員会の中でもいろいろ議論があったときに、日本の場合はASEANと非常に関係が深いので、ASEANにも、こういう法の支配の中に君たちも入ろうよということ働きかけていくことは大事なのではないかと。そういう意味では、日本が入ることによって、日本が入るなら付き合いおうかという国々もあると思います。そういうアウトリーチも日本の大変重要な役割だと私も認識しております。

それでは、最後、藤岡委員、よろしくお願いいたします。

○藤岡委員　　ありがとうございます。ただいまの御報告、あるいは中間報告書本文の内容に賛成でございます。特に中間報告書の最後、11ページのパラグラフに書かれていることに全て尽きていると思っております。

キーワードは、法の支配でございます。現在、上級委員会が機能しない状況になっているということについては、実はここに書いてある以外の対応はあり得るわけでございます。

それは、WTO協定10条の3及び4の規定に基づいて、これを前提としたDSUの改正を行う附属書二であるといった手続も本来あり得るわけでございます。これは政治的な問題を別にして、法制的な問題として申し上げますけれども、加盟国に対する改正案の提出についてコンセンサス方式になっているところがあって、結局、全ての国々に出してもらう？ということでございます。

私、91年から94年、94年4月のマラケシュ合意のときは、ブラッセルの代表部の参事官で勤務いたしておりました。その際に、もともと日本やアメリカは提案におけるコンセンサス方式というものに対して反対していたと。反対した上で一定割合、3分の2の議論がございましたけれども、受諾すればその者について適用があるという改正が可能であったわけでございますが、それはまさに今回話題のEUの反対において却下されて、現行の法制になったということでございます。

したがって、法制的に現時点で、これはウクライナ情勢、極めて深刻な情勢が続いておりますけれども、ソ連邦崩壊以降の一種の熱狂の中で成立したマラケシュ協定、WTO協定のような世界的なコンセンサスが10条の3等の規定にのっとり、成立する可能性はないのだという現実認識を持ってやる、まさにそれに立っているわけでございますが、その上で、キーワードは法の支配という言葉は今まで再三、小委員長が言っておられて、ここがポイントでございます。

御案内のとおり、DSUの25条で仲裁手続というのは協定に位置づけられた明確な手続であって、紛争解決の代替的な手段として、関係国の合意によって基づくということでございます。現在の仕組みは、MPIAはその規定にのりつた公正な法の支配にのりつる手続であると。あわせて、個別にこのような対応を行っていくことについても認められたことでございます。これはぜひ法制的な問題から政策的な御議論をいろいろした上で、これをキックオフとして政府内の議論が進んでいくことが求められていると思います。したがって、もちろん個別の25条の直接適用を含めたいろいろなバリエーションはあると思っております。

加えて、さらなる対抗措置ということは、法の支配との関係で若干の議論がより多く必要になると思います。それも御議論していただけたらいいと思っております。

戻って、11ページの御提言の最後が非常に重要だと言ったのは、もう一つ希望がないわけではない。希望がないわけではないというのをはつきりと書いておられて、WTOに加えて、現行のWTO体制下で法の手続として認められているEPAないしFTAの中の紛

争処理手続の活用があり得るのではないかというのが、実は重要な御指摘としてあるわけです。

例えば、中国、韓国を含むアジアにおいても、そのことは全く不可能ではないかもしれないといった点について、これは通商局が中心かと思えますけれども、そういった部分も含めて、非常に重要な御指摘を最後に触れておられることを私は強く印象づけられた次第でございます。

以上でございます。

○川瀬小委員長 大変多岐にわたるコメントをありがとうございました。こうなってしまうと、今まで使ってこなかった地域貿易協定の紛争解決手続を使うということを真剣に考えないといけないと思います。その萌芽としてU S M C Aは発足して間もないわけですが、既に3件紛争が上がっていて、2件パネル報告書も出ております。C P T P Pも1件紛争が提起されていて、特に中国が入ってくる、こないという議論を真剣に考えるとなると、これは私のかねてからの持論ですが、紛争解決手続と履行監視をしっかりと制度拡充しないと、加入後の中国の履行確保に対応するということはちょっとできないと思いますので、W T Oがある程度弱体化した分、今後はそれを補う地域の紛争解決手続の重要性、これは藤岡委員の全くおっしゃるとおりでございます。非常に大事だと私も考えております。

時間が大分過ぎてしまっておりますけれども、全面的に御支持というのが御発言いただいた委員全員の御意見だと思います。対抗措置も含めて、ぜひ前に進めてほしいということだと思いますが、もし何か福山室長から一言、二言、今までのコメントについて、いかがでございましょう。

○福山国際経済紛争対策室長 ありがとうございます。時間も限られておりますので、手短にではございますが、本日は皆様からコメントを頂戴いたしまして、ありがとうございます。本日いただいたコメントをよく受けとめながら政府内の調整をしっかりとやっていきたいと思っております。

2点だけ。宮崎委員から御指摘ございました、ほかの国との関係について、これも報告書前文の中で、ほかの国も巻き込むという御提言をいただいておりますので、それも踏まえて対応していきたいと考えてございます。

それから、最後に藤岡委員からいただきましたF T A / E P Aでございますが、最近、例えばU S M C AですとかT P PですとかC P T P Pですとか、こうしたF T Aを使われ

ている事例がございます。まだ日本は1件もFTADSの事例はございませんが、我々としては世界でどのように使われているかを見ていくことが非常に大事だと思っております。研究者の方々も含めて、そうした分析をしていただくと我々としても大変ありがたいと考えてございます。

私からは以上でございます。本日は大変ありがとうございました。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。最後に猪狩部長から御挨拶をいただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○猪狩貿易管理部長　川瀬委員長、本日はどうもありがとうございました。それからまた、本日は委員の皆様からも大変貴重なコメント、御意見をいただきまして、ありがとうございました。

私から一言、特に経済安全保障、また職権調査を含め、今いろいろ起きている動きがございますが、濫用がないよう、公平な競争環境の確保は大前提でございますので、引き続き、国際法、国内法との整合性をしっかり確保しながら進めてまいります。その中で貿易管理部門は、特に貿易管理や特殊貿易措置の執行を担当しておりますので、とにかくにもルールや手続を明確に作成しまして、それを産業界、有識者の方々、それから国民の皆様にはしっかりプロセスを経て、そういうルール、手続を用意してまいります。さらに、それをしっかり関係の皆様にあうリーチ、説明をして、分かりにくいところは丁寧に説明会や資料を用意して御説明するというように尽きるのかと思いますので、これを引き続きしっかり進めていきたいと考えております。

また、G7におきまして、来年は日本がG7のホストということでございますので、貿易大臣会合を含めまして、関係当局との連携強化ということもしっかり進めていきたいと考えております。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日は本当に貴重な御意見、ありがとうございました。また引き続き様々な形で御意見をいただければ幸いです。ありがとうございました。

○川瀬小委員長　猪狩部長、どうもありがとうございました。皆さん本日も活発な御議論をありがとうございました。

それでは、これにて本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—